

令和４年度トラック運転者の健康診断（脳ドック）受診助成事業要領

令和４年４月１日
公益社団法人福島県トラック協会

１ 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の脳ドック受診を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行う運転者の健康管理と運転者の脳疾患に起因する事故の未然防止に資することを目的とする。

２ 助成対象者

- （１） 助成対象者会員で、入会后６カ月以上経過し、会費の未納が無いもの。
- （２） 会員又は非会員で、Ｇマーク認定事業所であるもの。

３ 助成の対象となる検査

会員及び非会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する４０歳以上の運転者が受診するMR検査とする。なお、MR検査は医療機関等が実施する脳ドックで「頭部MRI」と「頭部MRA」のセット受診とする。

ただし、保険診療のMR検査は対象としない。

４ 助成件数

- （１） 会員は、車両保有台数（令和４年度協会名簿台数）と同数まで（１５件を上限）。
- （２） 非会員は、令和４年４月１日現在の車両保有台数と同数まで（１５件を上限）。

５ 助成金額

受診者一人１０，０００円（運転者１人につき年１回まで）。

ただし、１０，０００円未満の場合はその額とする。

６ 申請期間

令和４年４月１日から令和５年２月２８日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

７ 予算額 ２，０００，０００円

８ 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断（脳ドック）受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便又は持参により提出する。この際、非会員は令和４年４月１日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。

９ 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- （１） 保険診療のMR検査を受けた場合
- （２） 「頭部MRI」と「頭部MRA」のどちらか片方のみを受けた場合